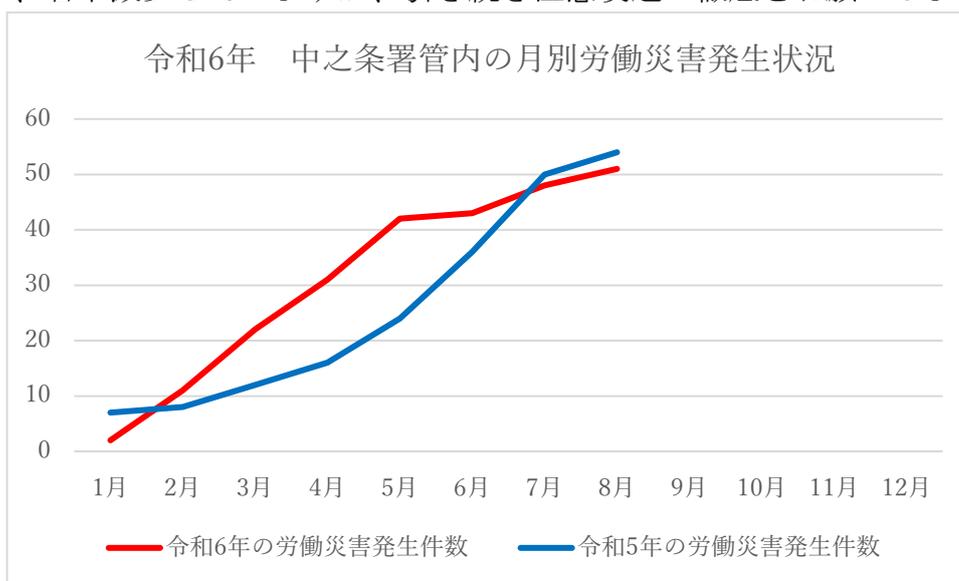


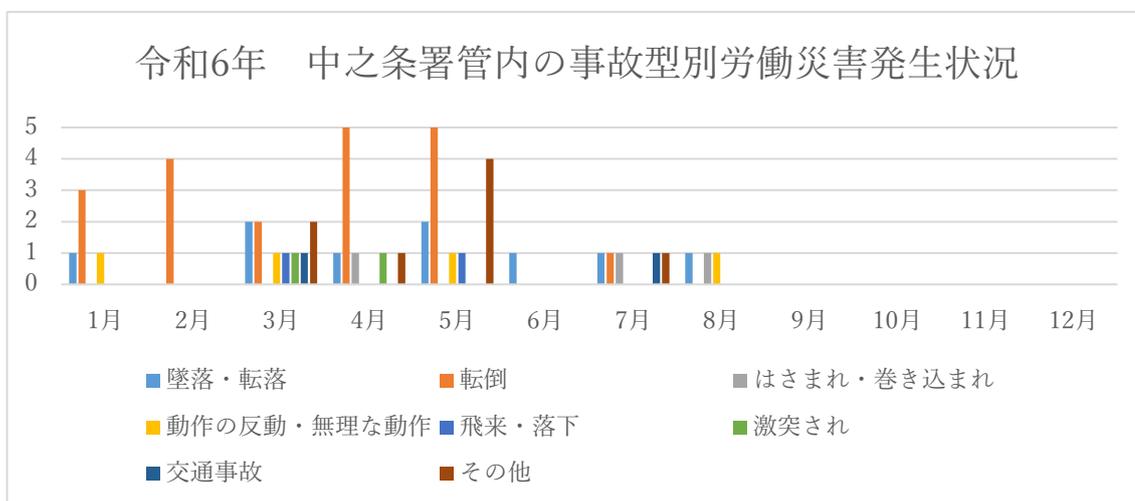
中之条労働基準監督署からのお知らせ（令和6年8月）

① 令和6年8月の中之条署管内の労働災害発生状況について

令和6年8月に受理した労働者死傷病報告は3件です。令和6年休業4日以上労災の累計値は51件となりました。前年同時期比は54件であり、若干減少していますが、引き続き注意喚起の徹底をお願いします。



② 発生した災害の型別について



- ・8月発生災害3件は「墜落・転落」「転倒」「挟まれ・巻き込まれ」であり、特に「挟まれ・巻き込まれ」は点検作業等非正常作業中に機械稼働を止めずに身体を巻き込まれたものです。
- ・「墜落・転落」は以前も発生したはしご・脚立からの墜落となります。引き続き注意喚起をお願いいたします。

労務関係・安全衛生関係の質問・相談がありましたら、お気軽に下記の連絡先まで御連絡・御相談ください。

↓労働者ではありませんでしたが、先月当署管内でフォークリフト用途外使用による死亡事故が発生してしまいました。フォークリフトの用途外使用を行っていないか今一度確認をお願いいたします。

※記載してある事例は今回の事故ではありません

フォークリフトを主たる用途以外に使用することは、禁止されています。

フォークリフトによる災害の多くは、操作や使用方法に問題があります。

また、比較的操作が簡単なため、運転経験のない者が安易に操作して災害を起こすことが多くあります。

最大荷重1t未満のフォークリフトの運転の場合は特別教育、1t以上の場合は技能講習が必要となります。

フォークリフトを主たる用途以外の用途に使用することは、原則として禁止されています。パレットに作業者を乗せてフォークリフトで昇降させてはいけません。

フォークリフトの用途外使用を行ったために発生した災害の事例を示します。



【災害発生例】倉庫内で保管貨物（タイヤ）の手直し中、パレットの上から墜落

(1) 災害発生状況

被災者は、事故当日午後、タイヤの出庫、整理作業を行っていた。その際、タイヤの荷崩れを手直しするため、フォークリフトのフォークにパレットを差し込み、この上に乗って整理作業をしていた。フォークリフトは、角材で歯止めがされていた。

フォーク上のパレットは、地上約3.2mの高さにあり、被災者はパレットサポート3段積の最上段に積まれていたタイヤ(約40kg/本)の手直し中であり、そのうち5本が崩れ、それらと一緒に墜落した。

被災者は、保護帽を着用し、顎ひもで固定していた。



(2) 災害原因

原因として、次のようなことが考えられる。

- ① フォークリフトで高くリフトされたパレットの上に乗って荷（タイヤ）の手直し作業を行うという作業方法に問題があったこと。
- ② 高所での作業の際に、安全帯を使用させるなどの墜落防止の措置をとっていなかったこと。

(3) 再発防止対策

- ① フォークリフトのパレット上に乗っての作業は行わず、梯子、架台等を使用すること。
- ② やむを得ずパレット上で作業するときは、安全帯を使用するか、又は手すりや柵のついた墜落防止措置のされたパレットを使用すること。
- ③ 高所におけるタイヤの荷崩れを手直しする場合の作業手順書を整備し、従業者に周知徹底させること。



中之条労働基準監督署 ☎0279-75-3034

所在地：吾妻郡中之条町大字中之条町 664-1

今月は、非正常作業中(機械異常時の点検作業)に機械に身体を挟まれる重大災害が発生いたしました。ついては、現在の作業について、不定期に発生する作業(非正常作業)についてもリスクアセスメントを実施しているか、↓チェックリストを活用して確認してください。

安全衛生対策レベルアップのためのチェックリスト

「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」を踏まえて取り組みましょう

確認事項	<input checked="" type="checkbox"/>
1 非正常作業(臨時・突発的な作業)も対象にし、危険有害要因を洗い出して対応していますか?【指針7(1)柱書き後段】 ※一般的に非正常作業はリスクが大きいことが多いと言われます。 ※このほか、死角や人・物の動線などのリスク要素も注意しましょう。	<input type="checkbox"/>
2 対策を講じた後も残留しているリスクについて、暫定的な対策で終わらせず、リスク低減策をより効果的なものに切り替えを進めていますか?【指針10(2),(3)】 ※特にリスクが大きいものを中心に、作業や設備の見直しが行われるタイミングを捉えたり、労働者の提案制度を活用したりし、更なる対策を講じましょう。	<input type="checkbox"/>
3 想定される最も重い重篤度によりリスクを見積もって優先順位を決定していますか?【指針9(2)イ】 ※過去に実際に発生した災害の重篤度でリスクを見積もると、過少評価になることがあります。	<input type="checkbox"/>
4 計画段階においてもリスク低減措置を実施していますか?【指針5(3)】 ※例えば、機械設備の製造・設計段階も含めた各段階で対策を検討・実行しましょう。建設業の工事計画・設計段階も同様です。	<input type="checkbox"/>
5 ボトムアップによる取組も行っていますか?【指針4(1)工、通知 記4(5)】 ※リスクアセスメントやリスク低減措置の検討までの過程については、作業内容を詳しく把握している職長等にも行わせるよう努めることが規定されています(一方で、リスク低減措置の決定と実施は、その責任を有する事業者において行うものと明示されています)。	<input type="checkbox"/>
6 リスクの洗出しは的確ですか? ※特に労働災害発生頻度の低い事業場が安全衛生水準を向上させるためには、労働災害事例やヒヤリハットのみから災害リスクを洗い出すのではなく、危険源の洗出しを通じて未だ発生していない労働災害の防止を図る必要があります。 ※重篤な災害に関するリスクは、発生可能性が低い事象も含め特定できるよう、特に合理的に予見可能なものが漏れないようにしましょう。	<input type="checkbox"/>
7 現場でのKY活動など個人による安全行動確保対策のみに委ねることなく、組織的に対策を実行していますか?【指針10(1)、通知 記4(5)後段】 ※機械の本質安全化、インターロック等の工学的対策など安全性の高い対策を優先的に採用しましょう。	<input type="checkbox"/>
8 不安全行動等の要因も考慮して対応していますか?【指針8(2)、9(3)後段、通知 記9(4)ア～エ】 ※安全機能等の信頼性や維持能力、安全機能等を無効化・無視する可能性、作業手順の逸脱、操作ミスその他の予見可能な意図的・非意図的な誤使用または危険行動の可能性を考慮することと規定されています。	<input type="checkbox"/>
9 労働災害が発生した場合に、過去のリスクアセスメント結果に問題が認められるときは、リスクアセスメント結果を見直していますか?【指針5(1)オ(ア)】	<input type="checkbox"/>

【略記】指針・・・危険性又は有害性等の調査等に関する指針

通知・・・平成18年3月10日基発第0310001号「危険性又は有害性等の調査等に関する指針について」